



音楽に合わせてタオル体操です



今年2回目の居酒屋の日。



手打ちそばの実演です



介護保険負担限度額認定の更新申請につきまして

介護保険サービスにおいて、「居住費」や「食費」は保険給付の対象外となっていますが、所得の応じて負担限度額を設けて、下表のとおり負担が低く抑えられています。現在発行されています介護保険負担限度額認定証が令和4年7月末日で期限切れとなります。そのため更新手続きにあたり、ご家族の皆様にはご案内しているところであります。ご不明な点につきましてはお問い合わせください。



負担段階	負担区分条件	預貯金等の資産状況
第1段階	生活保護世帯または本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階（1）	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階（2）	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の人（市民税課税世帯）	※室蘭市HPより